

社会福祉法人高知県社会福祉協議会ホームページ広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するホームページに掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載基準)

第2条 本会ホームページに広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、本会が掲載することが適当でないと判断したもの

(広告規格等)

第3条 広告の種類はバナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦90ピクセル×横250ピクセルとする。
- (2) 形式は、GIF（アニメーションGIF不可、透過GIF不可）・JPEG・PNG（透過PNG不可）とする。
- (3) データ容量は、30KB以下とする。
- (4) SSL (Secure Sockets Layer) によって保護された環境下のURLであること（「https://」で始まるアドレス）が望ましい。

3 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定した位置とする。

(広告掲載期間及び料金)

第4条 広告を掲載する期間及び料金は、次表の通りとする。

	1年	6ヶ月	1ヶ月
本会会員・賛助会員	33,000円	20,625円	4,125円
その他	66,000円	41,250円	8,250円

2 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する最終月の末日とする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という）は、ホームページバナー広告掲載申込書（様式1。以下「申込書」という）に広告原稿を電子メール又は電子記録媒体により添付して本会に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- 3 本会は、提出された広告原稿が第2条の規定に反すると判断した場合は、申請者に修正、削除を求めることができる。
- 4 広告掲載期間満了後に引き続き掲載を希望する場合は、再度掲載申込を行うものとする。
- 5 掲載の申し込みは、掲載を希望する前月の10日までにを行うものとする。

(広告内容)

第6条 広告のデザイン及び内容などは、本会ホームページのイメージを損なうことのないよう、申請者と調整してから掲載するものとする。

- 2 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申請者が負担するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 本会は、前条の規定に基づく申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 本会は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について申請者に通知する。

3 広告掲載希望が掲載枠を超えた場合は、先着順とする。ただし、同一法人内で複数の掲載希望がある場合には、調整することがある。

(広告掲載料の支払い)

第8条 申請者は、本会が通知する請求により、広告掲載希望日の5営業日前までに広告掲載料を支払うものとする。

(広告主の責任等)

第9条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページ内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の決定の取消し)

第10条 本会が、広告の掲載に支障があると認めたときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止することができる。

2 本会は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、その結果を申請者に通知する。

(広告掲載の変更及び取り下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告内容の変更及び掲載の取り下げを行うことができる。

2 広告主は、前項の規定により広告内容の変更及び掲載の取り下げを行うときは、ホームページバーナ広告変更届出書(様式2)により、本会に申出なければならない。

(広告中止等に伴う広告掲載料の取扱い)

第12条 第10条及び第11条により広告掲載を中止したとき及び、天災・事変その他の非常事態の発生により、本会ホームページの運営を一時停止した場合は、広告主に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料は返還しない。

2 本会の責めに帰すべき事由により広告が掲載されなかったときは、申請者は、当該広告が1日あたり12時間以上掲載されなかった日数に相当する広告掲載料の返還金を請求することができる。

3 返還金の算出については、掲載されなかった日数を、契約月数に30を乗じた数で除して算出されたものに契約金額を乗じた金額とする。ただし、10円未満の端数については切り捨てることとする。

4 前項により生じた返還金は、請求者が指定した金融機関に振り込むこととする。

(免責事項)

第13条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議してこれを定める。

附則 この要綱は、令和3年8月30日から施行する